六条瓦版

第001号
発行所
六条公民館
編集　広報部

発行　不定期
適時無料配布

あなたも見守り隊

日常の中で行える活動

見守りに関する法令　道路交通法第14条第４項「児童又は、幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図、その他適当な措置を取ることが必要と認められる場所については、警察官などその他その場に居合わせた者は、これらの措置を取り、児童または幼児が安全に道路を通行できるように務めなければならない」と規定しています。

子ども見守り活動支援事業とは、通学路等における子供の安全確保のための対策のため、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」活動を推進する事業です。「ながら見守り」とは、ウォーキング、犬の散歩や花の水やりなど日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う活動です。

子供の登下校時の通学路や公園で、多くの人が見守りの担い手として関わることで、まちに「犯罪が起きにくい雰囲気」を生み出すことができます。

一人ひとりが、自分のライフスタイルにあった形で、地域の子供などに目を向けることで、地域の安全・安心だけでなく、地域のつながりを育むことにつながります。

また、防犯活動に定期的に参加することが難しい人にも取り組みやすく、地域を見守る目を増やすことにもつながります。

あなたのボランティアで、子供たちが安心できる地域をつくることができます。

仕事で活動に参加できない保護者や防犯に関心の低い地域の住民など、自主防犯活動を行っていない人々へは、気軽に参加できる活動を提案することが必要と考えます。そのため、自転車や車での通勤・通学時に「防犯パトロール中」と書いたステッカーの提示をお願いしたり、犬の散歩や買い物をかねたパトロールをお願いするなど、日常の中で行える活動を提案し、協力を求めたいと思います。

保護者へ協力を求める場合は、学校を通じて呼び掛けることとし、学校から児童を通じて、活動への参加を呼びかける案内を渡してもらったり、保護者が集まる機会に活動への協力を募ります。掲示板や回覧板などを利用して周知することで、地域の住民へ協力を求めたいと考えています。また，地域の行事等の機会に団体として参加したり，チラシを配るなどしてアピールなど行い、協力を求める際は，活動の方法や目的，メリットをまとめたチラシを予め作成し，配布したいと思いますので、ぜひご協力をお願いしたい。

子どもの安全を確保する

そのために・防犯、防災、交通安全などの面から児童・生徒の登下校の安全を守る連携活動

・校区内公園等の見守活動

・地域内で活動している団体との連携・情報交換

・定期的に情報交換を行う

事を継続する

ことが大事です。

六条地区自治会連合会
青少年育成福井市民会議
からのお知らせ
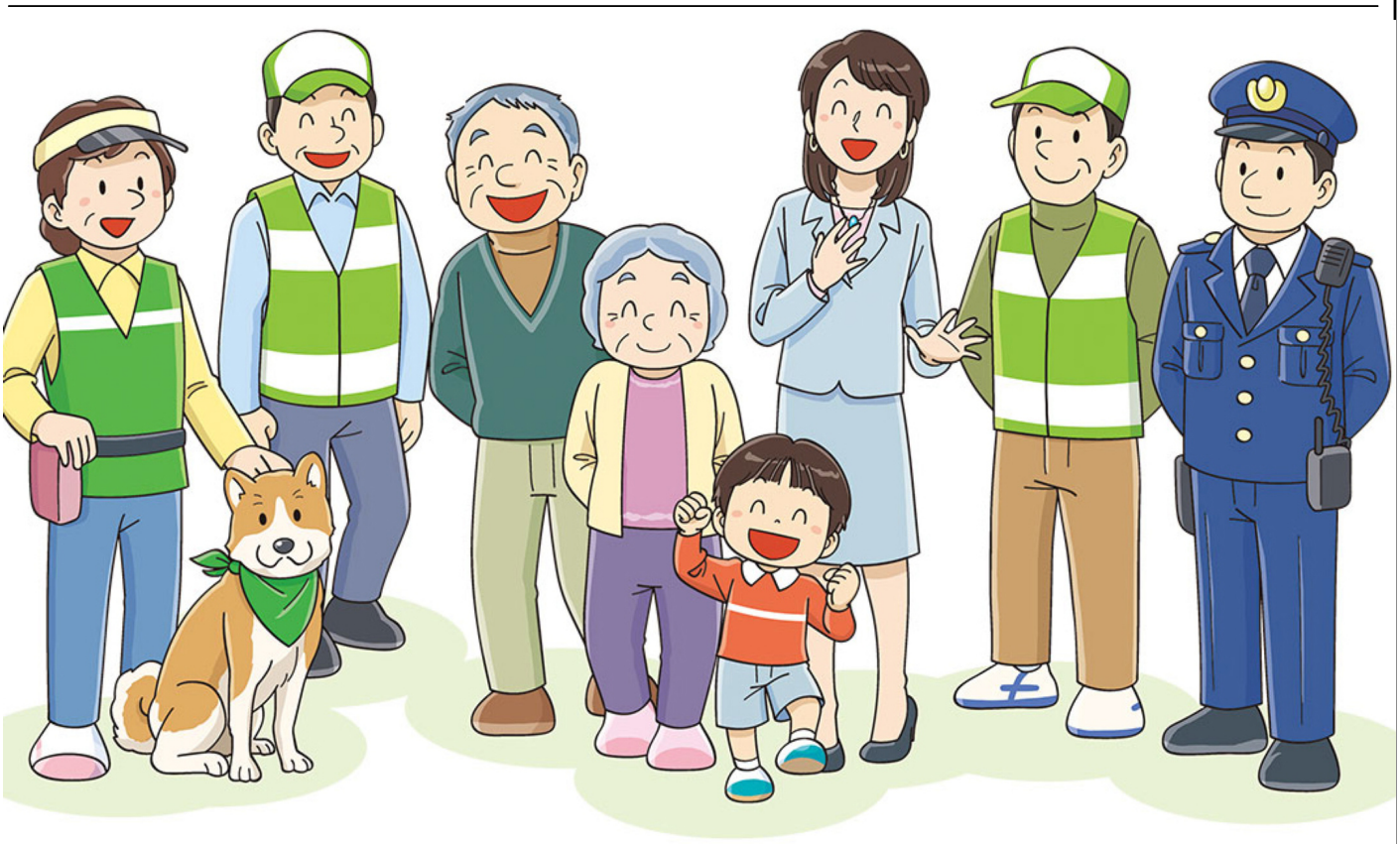
11月15日(水)　19:00～
公民館2階ホールにて
子ども見守り活動推進研修会を開催します。
あなたの参加をお待ちしています。
ぜひ、ふるって御参加いただきますようお願い申し上げます。